○国土交通省告示第百六十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17522	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＳＥ30	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百六十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17742	ニッサン　ＤＢ　Ａ－ＺＶ37	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第百六十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16224	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＧＬ10W	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
16225	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＧＬ15W	〃	〃
16227	レクサス　ＤＡ　Ａ－ＧＹＬ15W	〃	〃
16228	レクサス　ＤＡ　Ａ－ＧＹＬ16W	〃	〃
16349	レクサス　ＤＡ　Ａ－ＧＹＬ10W	〃	〃
16626	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＡＧＬ10W	〃	〃

○国土交通省告示第百六十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2022	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＬＤＡ－Ｍ９Ｒ－９Ｔ31Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊞Ｇ－2194	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＬＤＡ－Ｍ９Ｒ－９Ｔ31Ｂ	〃

○国土交通省告示第百六十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2469	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－１ＧＲ－ＦＥ５	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－2470	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－２ＴＲ－ＦＥ５	〃

○国土交通省告示第百六十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｔ－８	運行記録計　サーボテクノ　ＰＴＧ－120	穂高日本電産サーボ株式会社　長野県安曇野市穂高北穂高341－1

○国土交通省告示第百六十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2441	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＲ－ＦＥ６	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－2442	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ34	〃

○国土交通省告示第百六十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2311	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ22	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百六十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2627	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＦ－１ＧＲ－ＦＥ１	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百七十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十八年一月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2584	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－274930－13Ｖ37Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地